

納税者各位

軽井沢町長 土屋 三千夫

軽自動車税（種別割）について（お知らせ）

日頃より税務行政につきましては、格別のご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和6年度軽自動車税（種別割）の納税通知書を、本年4月1日現在における原動機付自転車（バイク）・軽自動車・小型特殊自動車（農耕作業用・その他）・二輪小型自動車等を所有されている方にご通知いたしますので、通知書裏面に記載された納付方法にて納付していただきますようお願いいたします。また、口座振替の方は、残高のご確認をお願いいたします。

納期限内の納付が困難な方は、税務課収税係までご相談ください。

なお、ご不明の点がございましたら税務課町民税係へお問い合わせください。

※納期限等は、令和6年5月31日（金）です。

1. 税額について

原動機付自転車等

車種区分	年税額
原動機付自転車（50cc以下）	2,000円
原動機付自転車（90cc以下）	2,000円
原動機付自転車（125cc以下）	2,400円
原動機付自転車（ミニカー）	3,700円
特定小型原動機付自転車（キックボード）	2,000円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）	6,000円
小型特殊自動車（農耕作業用）	2,400円
小型特殊自動車（その他）	5,900円
雪上車	3,600円

軽三輪・軽四輪自動車

軽自動車車種区分	年税額		
	平成27年3月31日 までの登録車 （旧税率）	平成27年4月1日 以降の登録車 （標準税率）	新規登録後13年 を超える車 （重課税率）
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
4輪貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円

◇中古車を購入された場合は、購入された年月と新規登録年月が異なります。

◇新規登録年月は、車検証に記載されている「初年度年月」欄をご確認ください。

グリーン化特例

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れたものについて、令和6年度分の軽自動車税（種別割）を軽減します。各種燃費基準の達成状況は、自動車検査証下欄の備考欄に記載されています。

軽自動車車種区分	適用外の車両 標準税額	グリーン化特例（軽課）適用の車両		
		(ア) 概ね 75%軽減	(イ) 概ね 50%軽減	(ウ) 概ね 25%軽減
3輪	3,900円	1,000円	2,000円（営業用）	3,000円（営業用）
4輪乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
4輪乗用 自家用	10,800円	2,700円	軽課対象外	軽課対象外
4輪貨物 営業用	3,800円	1,000円	軽課対象外	軽課対象外
4輪貨物 自家用	5,000円	1,300円	軽課対象外	軽課対象外

- (ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減達成または平成30年排出ガス規制適合）
- (イ) ガソリン・ハイブリット軽乗用車（営業用）
令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90%達成車 ※1
- (ウ) ガソリン・ハイブリット軽乗用車（営業用）
令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準70%達成車 ※1
- ※1 (イ)・(ウ)については、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

2. 身体等に障がいのある方に対する減免について

身体等に障がいのある方が本年4月1日現在所有する軽自動車等で、一定の要件（障がいの程度や使用目的等）に該当する場合は、減免されます。

申請書の提出は納期限までです。詳しくは税務課町民税係までお問い合わせください。

3. ゆうちょ銀行又は郵便局のATMのご利用について

ゆうちょ銀行又は郵便局のATMから納付が出来ます。ATM納付につきましては、軽自動車税（種別割）納税証明書に領収印が押されませんので、ご承知おきください。

4. 口座振替を利用される方について

軽自動車税（種別割）の口座振替日は、5月31日（金）となっています。事前に残高のご確認をお願いいたします。

5. 軽自動車税（種別割）納税証明書について

- ・コンビニ納付書で納付される場合、納税通知書兼納付書の右側が納税証明書となります。
- ・口座振替での納付の場合は、納税後の6月中旬に納税証明書を別途発送予定です。

※ 今年から金融機関窓口とパソコン・スマートフォンを利用して納付いただいた場合は、納税証明書を送付いたしません。

（納税証明書が必要な場合は、納税が確認できるものを税務課窓口までご持参いただくか、郵送にて請求してください。詳しくは町民税係までお問い合わせください。）

※ 車検時の納税確認は、令和5年1月より電子化されていますが、軽自動車検査協会の窓口で確認できるまで概ね2週間かかります。納税後すぐに車検を受ける場合は、コンビニエンスストアまたは金融機関等窓口で納付し、納税証明書を提示してください。

お問い合わせ 軽井沢町役場 税務課 電話 (0267) 45-8514 課税内容について：内線 128（町民税係） 納付方法について：内線 129（収税係）
--